

県本部各部課長  
殿下  
県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第1136号  
平成7年8月2日  
宮城県警察本部長

行政手続法又は行政手続条例に基づく審査基準等の設定及び公表要領について(通達)

行政手続条例(平成7年宮城県条例第30号)が制定され、平成7年10月1日から施行されるのに伴い、「行政手続法に基づく審査基準等の設定及び公表要領」に別添のとおり改正したので通達する。

なお、「行政手続法に基づく審査基準等の設定及び公表要領について(通達)」(平成6年9月26日付け宮本務第1526号)は廃止する。

## 別添

### 行政手続又は行政手続条例に基づく審査基準等の設定及び公表要領

#### 第1 趣旨

この要領は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条又は行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）第5条に基づく審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めにしたがって判断するために必要とされる基準）、同法第6条又は同条例第6条に基づく標準処理期間（申請が許認可の窓口となる事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）及び同法第12条又は同条例第12条に基づく処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めにしたがって判断するために必要とされる基準）の設定及び公表について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 審査基準 標準処理期間及び処分基準の設定

##### 1 設定主体

審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「基準等」と総称する。）は行政庁（法令の定めるにより処分権限を有する者をいう。以下同じ。）ごとに定めるものであることから、公安委員会が行政庁となるものは公安委員会によって定められ、警察本部長（以下「本部長」という。）又は警察署長等（高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ）が行政庁となるものは本部長又は警察署長等が定める。

##### 2 基準等案の作成

基準等案は、処分等の根拠となる法令を担当する県警察本部の課（以下「本部担当課」という。）が、審査基準案及び標準処理期間案については様式第1号により、処分基準案については様式第2号により、それぞれ作成するものとする。

##### 3 基準等の設定要領

公安委員会又は本部長が行政庁となる基準等は、本部担当課が作成した基準等案を公安委員会又は本部長の決裁を得て定めるものとし、警察署長等が行政庁となるものは、本部担当課が作成した基準等案を各警察署長等において当該警察署長等の決裁を得て定めるものとする。ただし、公安委員会が定めるものに係る事務について、本部長が代行し、又は部長等が専決できることとされている場合はこの限りではない。

##### 4 留意事項

###### (1) 審査基準関係

審査基準案を作成する場合は、根拠となる法令の規定、法令の解釈等を確認して、その内容に誤りのないようにするほか、できる限り具体的に定めるものとする。

###### (2) 標準処理期間関係

標準処理期間は、「通常要すべき標準的な期間」としての「目安」を示すものであることから、実際の事務処理内容のほか、過去の実績等を踏まえて、合理的な範囲内で定めるものとする。

###### (3) 処分基準関係

処分基準を作成する場合は、根拠となる法令の規定、法令の解釈等を確認して、その内容に誤りのないようにするほか、できる限り具体的に定めるものとする。ま

た、処分基準を定めることによって脱法行為を助長するおそれがあるものについては、その設定の適否について十分に調査等を行うこと。

(4) 法令の改正等に伴う措置

法令の改正等により、基準等を新たに設定し、又は設定されている基準等を改定し、若しくは廃止する必要があると認められた場合は、速やかに措置すること。

第3 基準等の公表等

1 基準等の公表

設定された基準等は、根拠となる法令の条項ごとに様式第1号又は様式第2号を用いて公にし、当該基準等のほか、申請先、問い合わせ先等を明示するものとする。

2 基準等の公表要領

(1) 基準等の簿冊化

作成した基準等は、分類して簿冊化し、それぞれ処分等の窓口への備付け等により公にするものとする。

(2) 一覧表の作成等

処分の根拠となる法令ごとに、それぞれ一覧表を作成して、基準等とともに備え付けるものとする。

(3) 基準等の備付場所、公表要領等

基準等は、別表の区分により備え付け、申請者から求められた場合は、当該基準等を閲覧等させて公にする。なお、基準等を定めていないものについては、その理由を説明等して対応する。

## 別表

基準等準備付先等一覧表

基準等の区分 備付場所		行政庁が公安委員会又は 警察本部長の基準等	行政庁が警察署長又は高速 道路交通警察隊長の基準等
県 本 部	警 務 部 警 務 課	すべての基準等	すべての基準等
	各 部 庶 務 担 当	部で担当する基準等	部で担当する基準等
	担 当 課	課で担当する基準等	(注1)
	高速道路交通警察隊	(注2)	隊で担当する基準等
警 察 署	警 務 課	(注3)	すべての基準等
	担 当 課	(注4)	課で担当する基準等

注1： 県本部の担当課では、担当する法令に係るもので公安委員会又は本部長が行政庁となるものを備え付けるほか、警察署長等が行政庁となっているものを保管する。

注2： 高速道路交通警察隊では、同隊長が行政庁となっているものを備え付けるほか、公安委員会又は本部長が行政庁となっているもののうち、関係するものを保管する。

注3： 警察署の警務課では、警察署長等が行政庁となっているものすべてを備え付けるほか、公安委員会又は本部長が行政庁となっているものを保管する。

注4： 警察署の担当課では、担当する法令に係るもので警察署長等が行政庁となっているもの及び公安委員会又は本部長が行政庁となっているものうち当該申請窓口となっているものを備え付けるほか、これら以外の公安委員会又は本部長が行政庁となっているもののうち関係するものを保管する。

審 査 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名 :
根 拠 条 項 :
処 分 の 概 要 :
原 権 者 ( 委 任 先 ) :
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 :
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 : ( 電 話 )
備 考 :

処 分 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名 :
根 拠 条 項 :
処 分 の 概 要 :
原権者 (委任先) :
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 :
問 い 合 わ せ 先 : (電話 )
備 考 :